

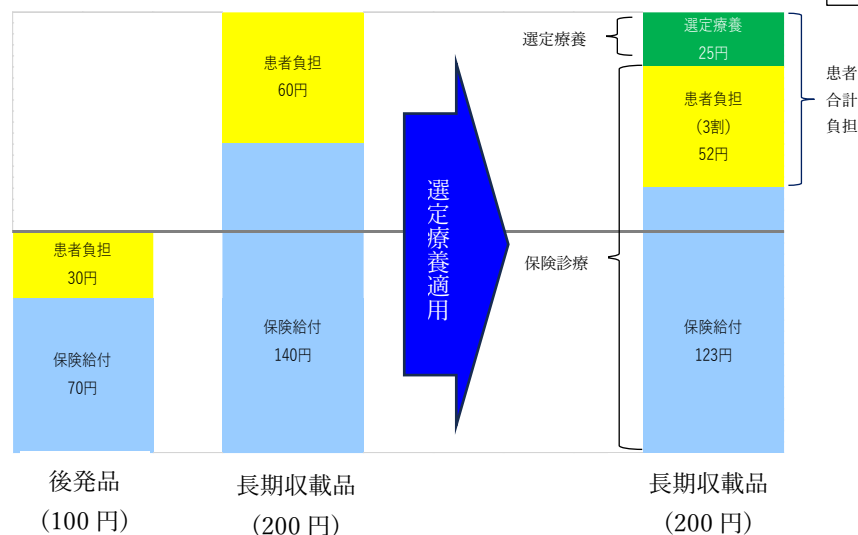
長期収載品の処方等又は調剤に関する事項

令和6（2024）年10月より

銘柄名処方や一般名処方において患者様の希望により長期収載品を選択された場合、選定療養の対象となることがあります

* 長期収載品とは、一般的には後発医薬品のある先発医薬品のこと

保険給付と選定療養の負担についてのイメージ
〈3割負担の場合〉



患者様の特別負担（選定療養）：
 $(\text{長期収載品の薬価} - \text{最も高い後発品の薬価}) \times 0.25 \times 10 \text{円} \times \text{消費税}$

医療上の必要性があると認められる場合や、薬局に後発医薬品の在庫が無い場合など、後発医薬品を提供することが困難な場合は選定療養とはせず、引き続き保険給付の対象となります。

森山記念病院